

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 江 俊 賢

論文題目 日中両言語の副詞節の非従属化構文の言語形式と談話機能
—認知類型論の観点から—

論文審査担当者

主 査	名古屋大学教授	堀江薫
委 員	名古屋大学教授	杉村泰
委 員	名古屋大学准教授	秋田喜美

[本論文の意義]

本博士論文は、認知言語学と言語類型論の融合的研究分野である認知類型論の観点から、日中両言語における「副詞節(従属節)」が単独で使用される言語形式(「副詞節の非従属化構文」)に着目し、談話分析の方法論を援用し、両言語の副詞節の非従属化構文の談話機能の類似点と相違点を考察した。

本論文の意義は、様々な文法・語彙の分野で行われてきた日中対照言語学研究の中で、これまで体系的に行われてこなかった両言語の、副詞節基盤の非従属化構文(言いさし)の比較を行い、中国語においても限定的ながら、副詞節基盤の非従属化構文が存在していることを確認し、その上で、基本語順や談話構造上の違いから、日本語の対応する非従属化構文とは談話・語用論的機能において顕著な相違があることを明らかにした点である。

[本論文の概要]

本研究は、8章よりなる。第1章では研究の背景、目的、方法論を提示した。これまでの副詞節基盤の非従属化構文(言いさし)については、日本語において既に多く研究されており、「タラ・レバ節(条件節)/ケド節(譲歩節)/カラ節(理由節)」の語用論的効果や対人的機能に着目しているものが多い。それに対して、中国語の条件節、譲歩節、理由節などの副詞節単独の非従属化構文についての研究は少ない。本研究は主に日本語の副詞節の非従属化構文の談話表現の研究成果を援用し、中国語の非従属化構文の談話・語用論的機能を分析することを目標とした。また、中国語との対比により日本語の特徴についてもより明らかにすることも目指し、英語や韓国語などの他の言語との対比により、日中両言語の副詞節基盤の非従属化構文の談話・語用論的機能の相違を類型論的観点から分析した。

第2章においては、本研究の理論的背景である「認知類型論(cognitive typology)」、「(間)主観性((inter)subjectivity)」、「談話分析(discourse analysis)」を概観した上で、本研究で分析対象とする非従属化構文の現象について、「認知類型論」の理論的枠組みと「談話分析」の手法で分析することが有効であることを提示した。特に、本研究は、Schiffrin (1987)の談話モデルにおける「概念的構造(命題の意味内容に関わる)」、「参与者構造(談話参与者の関係に関わる)」、「行為構造(発話行為に関わる。e.g. 話題転換)」、「やりとり構造(話順交代システムに関わり。e.g. 話順取り)」、「情報状態.g. 聞き手が理解を達成するために、付随、あるいは派生する知識を提供する)」という5つの面から、日中両言語の非従属化構文の談話機能の違いを考察した。

第3章では、非従属化構文に関する日中語の先行研究について述べた。非従属化構文の先行研究において、日本語は接続助詞の「ケド」「カラ」「タラ・レバ」が終助詞化し、対人的機能に拡張していることが示されている。一方、中国語の非従属化構文に関する先行研究では、複文の接続詞に関する考察が多く見当たらず、その代わりに、動詞の副詞化、コピュラの省略、或いは副詞の終助詞化で、文法化の観点から分析されているものが多い。同章では日本語と中国語の非従属化構文の先行研究を概観した上で、問題点を指摘した

第4章から6章までは、本論文の中核をなす部分である。第4章では、日本語の条件節「タ

ラ・レバ節の非従属化構文との比較を通じて、中国語の条件節「如果(*rígùō*)」節の非従属化構文の機能を解明した。具体的には、日本語の条件節由来の非従属化構文は談話の文脈に依存せず、話し手の評価的感情を聞き手にもちかけ、「勧め」の用法に機能拡張しているのに対して、中国語の条件節構文は評価を表すモーダル機能から「聞き手の評価に対する(不)同意」を示すことに機能拡張していることが分かった。しかし、中国語の条件節由来の非従属化構文は「聞き手の評価に対する(不)同意」という対人的機能に機能拡張するために、先行する談話の文脈に依存しなければ、形式・意味の両面で不完全になることが明らかになった。

第5章では、日本語の譲歩節「ケド」節と中国語の譲歩節「雖然(*suīrán*)」節の非従属化構文の比較を行った結果、両言語ともに、「先行談話への情報補足／自己修正」や「部分的同意」などの談話の情報構造に関わる用法があることが判明した。しかし、日本語のケド節の非従属化構文は「先行談話への自己修正／情報補足」の機能から、さらに「聞き手の認識状態を変えて結果的に何らかの行動を促そうという態度を明示的に示す(白川 2009)」という対人的機能に機能拡張しているのに対して、中国語の「雖然」節の非従属化構文は聞き手に何らかの行動を促そうという態度を示さない。また、「ケド」節構文は先行談話との関連性がなくても、新たな話題を導入し、「話の唐突さを緩和する」機能を果たすことが可能であるのに対して、「雖然」節構文は「話題導入」による「話の唐突さを緩和する」機能を果たすために、話し手が先行談話に対する対比または譲歩の意味を保ちながら、会話の中に導入していかなければならないことが明らかになった。

第6章では、日本語の理由節「カラ」節と中国語の理由節「因為(*yīnwèi*)」節の非従属化構文の比較を行い、両言語ともに、主節がない理由節の使用で、先行談話に対する「理由の説明／相手の意見との同調／質疑応答」と「話者自己開始」の理由節による話題を展開させるという談話の情報構造に関わる用法が明らかになった。一方、対人的動機づけについては、「先行談話にある聞き手の認識への修正」において、中国語は「因為」節構文で相手の認識を改めさせる効果があるが、日本語のカラ節構文は、さらに聞き手に何らかの行為を実行させるニュアンスも含んでいるという違いが明らかになった。また、理由節構文の「新情報を導入する」という談話機能において、「因為」節の非従属化構文は話題を導入する機能を果たしているのに対して、「カラ」節の非従属化構文の多くはさらに聞き手に何らかの行為の実行を要求しているニュアンスがあることが明らかになった。

第4~6章の分析の結果、中国語の副詞節の非従属化構文の従属的マーキングは左の周辺部の位置に現れ、「焦点化・話題化・フレーム化(「雖然」節構文)」、「話順を取る(「因為」節構文)」や「前の談話につなげる(「如果」、「雖然」節構文)」という談話の情報構造に関わる機能から、「相手の評価に(不)同意する用法(「如果」節構文)」や「断言回避／話の唐突さを緩和する(「雖然」節構文)」などの対人的機能に機能拡張している。

一方、日本語の副詞節の非従属化構文については、副詞節の接続助詞は右の周辺部に用いら

れ、先行の談話文脈に依存せずにモダル化しているほか、さらに「聞き手の認識状態の改変を促す態度を明示的に示す用法(ケド節構文)」、「聞き手に何らかの行為を要求する用法(カラ節構文)」、「勧め(タラ・レバ文)」などの間主観的意味に機能拡張していることが判明した。

本研究を通じて、中国語においても副詞節が単独で、特定の談話機能を持って発せられる現象が存在し、「断言回避」や「話の唐突さを緩和する」などの対人的機能を果たしていることが明らかになった。

[審査委員会による審議および合否判定]

口述試験では、申請者の方から博士論文の概要についての説明が行われた後、審査委員から質疑応答が行われた。本博士論文が、認知類型論という分析枠組みを採用しつつ、何よりも日中対照研究の観点から、これまで十分に解明されたとは言い難い、中国語の副詞節を基盤とする非従属化構文の談話機能を明らかにした点、そして日本語との対比を通じて、基本語順

(SVO) との関連で、中国語の非従属化構文の談話機能が文中の「左周辺部(left periphery)」に生起することと関連しており、「右周辺部 (right periphery)」に生起する日本語の非従属化構文の談話機能と対照的であることを体系的に明らかにした点は高く評価された。一方、改善点として、本研究の分析枠組みである談話分析における再現性の担保や、分析者の主観的判断を排除するための複数母語話者による確認の必要性などを指摘頂いた。

本論文は、全体として本論文は質量ともに博士後期課程の学位論文としての基準を十分に満たしていると審査委員会の全員一致で判断した。したがって、本論文を合格と判断した。